

大和市告示第48号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月8日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年大和市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削り、「及び地域支援実施要綱」を「、地域支援実施要綱」に改める。

第4条第3項中「、大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止・再開届出書」を「大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止届出書又は大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業再開届出書」に改める。

別表第5号様式の項中「大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止・再開届出書」を「大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止届出書」に改め、同項の次に次のように加える。

第6号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業再開届出書	第4条
-------	------------------------------	-----

別表中「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が存在する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。